(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 共同研究開発の奨励
(ii) 政策及び法令に関する情報の交換
(iii) 科学者、技術者その他の専門家の交流の奨励
(iv) 科学者の意識及び知識を向上させることを目的とする共同セミナー、対話、研究集会及び研修の開催の促進
(v) 先端科学技術に係る団体間の協力の奨励
(vi) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・七条　金融サービス

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(g)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) アジア地域における金融市場及び資本市場の発展の円滑化
(ii) 金融市場の基盤の整備（金融その他の関連する取引の監視における能力の向上を含む。）
(iii) 金融サービスの分野における規制に関する協力の促進
(iv) 銀行以外の金融及び保険の機能の強化
(v) 人材養成
(vi) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 情報の交換並びに経験及び技能の交流
(ii) 研修の促進
(iii) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・八条　教育及び人材養成

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(h)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 高度な知識及び技術を有する人材の養成
(ii) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 情報（良き慣行に関するものを含む。）の交換
(ii) 専門家、学者、教員、研修指導者及び政府職員の訪問及び交流の奨励
(iii) 技師及び技術職員の技術訓練及び職業訓練の提供
(iv) 大学において得る教育又は経験の認定の奨励
(v) 共同セミナー、研究集会及び会合の促進
(vi) 教育機関間の協力の奨励
(vii) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・九条　観光

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(i)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 観光産業の奨励
(ii) 観光の持続可能な発展
(iii) 観光における経営及び能力の強化
(iv) 人材養成
(v) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 観光の促進及び開発計画に対する適当な支援の提供
(ii) 情報の交換及び経験の共有
(iii) 専門家の交流の奨励
(iv) 観光産業に従事する者に対する研修の促進
(v) 民間団体間の協力の奨励及び円滑化
(vi) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・十条　環境

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(j)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 環境の保全及び改善
(ii) 環境検査の制度の強化
(iii) 持続可能なかつ自然に配慮した開発（気候変動への対処及び炭素の排出が少ない開発を含む。）のための戦略及び技術の確立及び促進
(iv) 浄水技術の導入
(v) 廃棄物の管理及び廃棄物に係る技術の改善
(vi) 車両からの排出ガスの削減
(vii) 人材養成
(viii) 両締約国政府が合意するその他の範囲

(b) 当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 情報（政策及び法令に関するものを含む。）の交換
(ii) 専門家の訪問及び交流の奨励及び円滑化
(iii) 研修の機会の増大
(iv) 能力開発の促進
(v) 両締約国政府が合意するその他の形態

第五・十一条　鉱業及びエネルギー

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(k)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a) 当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 鉱業及びエネルギーに関連する技術の開発及び促進
(ii) 人材養成
(iii) 両締約国政府が合意するその他の範囲